

アダプトプログラム活動マニュアル

アダプト活動を実施していただきありがとうございます。困ったときは本マニュアルを参考にさせていただくか、管理課(活動区域の公共施設を管理等する市の部署)にご連絡ください。

管理課は美化活動をされる公共施設を管理する部署です。市の窓口となり、美化活動を実施するため必要な連絡、相談事項を担当します。

(例)美化活動の場所が市道 → 道路課

あなた(団体名)の現在の管理課は、以下のとおりです。

部課名	
電話番号	
FAX番号	

◆ 活動の内容(処理方法)

1 清掃活動により収集したごみについて

- ① 収集した散乱ごみ等は、分別のうえ市指定の収集袋に入れて、原則当該区のごみ集積場に出してください。(当該区長の了解を事前に得てください。)区のごみ集積場に出せない場合は、管理課までご相談ください。
- ② 活動区域に既存のボランティアによる清掃活動が行われていることがわかった場合は、その清掃活動団体と調整をお願いします。
- ③ 「燃やすしかないごみ」「破碎ごみ」は、各々の指定袋で各々の収集日に当該区のごみ集積場に出してください。
- ④ 空き缶、空きびん、ペットボトル等の資源は、各々の収集日に当該区のごみ集積場に出してください。また、汚れがひどい空き缶、空きびん、ペットボトル等や、食べ残しの入っているレジ袋等の非衛生的なごみ(リサイクルできないごみ)は、ボランティア袋(各袋に団体名を記入)に入れて破碎ごみの収集日に出してください。
- ⑤ 除草した草は、燃やすしかないごみの収集日に透明な袋に入れて当該区のごみ集積場に出してください。
- ⑥ 犬等の糞は、燃やすしかないごみの収集日に当該区のごみ集積場に出してください。
- ⑦ 下記の廃棄物については、管理課までご連絡ください。
 - ア 犬・猫等の動物の屍体
 - イ 放置自転車・自動車などの大型廃棄物
 - ウ その他処理できない廃棄物
- ⑧ スプレー缶、電池、充電式の製品などの「発火性危険ごみ」は、他のごみと分けて透明な袋に入れて、当該区のごみ集積場に出してください。

2 情報の提供について

活動区域に次のような事項がありましたら、管理課までご連絡ください。

- ア 道路や施設(標識、ガードレール等)の破損
- イ 街路樹の損傷
- ウ 公園の遊具等の損傷
- エ その他異常な事態

3 その他環境の美化のために必要な活動について

上記以外の活動でご希望が特にありましたら、管理課と相談してください。(例 花壇の植栽)

◆ 活動の条件

- ① 活動回数は、年 4 回以上とし、皆様が無理なく活動できる範囲でお願いします。
- ② 活動は、日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い時はさけて、天候の良い日に行ってください。
交通量の多い道路では、事故等に十分注意して活動を行ってください。交通安全上問題がありますので、道路の中央分離帯は対象外とします。
- ③ 未成年者が参加する場合は、20 歳以上の責任者や保護者の監督をお願いします。
- ④ 未成年者だけの団体の場合は、20 歳以上の監督者が必要です。

◆ 小牧市市民活動総合補償制度について

市民が行う市民活動やボランティア活動に対して、市が補償を行うことで安心して市民が市民活動等を行えるようサポートすることを目的に、令和4年度より小牧市市民活動総合補償制度を開始しました。事故があった際は 名簿・規約・活動スケジュールを提出していただく場合がありますので、ご承知おきください。

◆ 清掃用具等の貸与・支給

市では、活動に必要な清掃用具等を貸与・支給します。清掃用具等貸与・支給依頼書(別紙)を管理課に提出し、受領してください。

◆ アダプトサインの設置

市では、ご希望があれば、一定条件のもと、登録団体名の入った活動区域であることを示す表示板(アダプトサイン)を設置します。

(条件) 5 名以上の団体、設置場所の確保、継続的な活動の確認

◆ 年間活動報告書等の提出

毎年度末の 3 月 31 日までに年間活動報告書(様式第4)及び次年度のボランティア名簿(別紙)を管理課に提出してください。

◆ 辞退届

辞退される場合は、管理課にご相談のうえ、里親辞退届(様式第2)をご提出ください。